



警察庁 サイバー技官採用 NPA CYBER

サイバー空間上の脅威に立ち向かい デジタル社会の安全・安心を守る



サイバー警察部門のミッション

サイバー空間は、リモートワーク、ネットショッピング、行政手続等の様々な活動が行われ、誰もが利用している身近な環境です。一方で、フィッシングによる情報窃取、匿名性を悪用した詐欺や誹謗中傷が横行するなど、様々な脅威も存在しています。

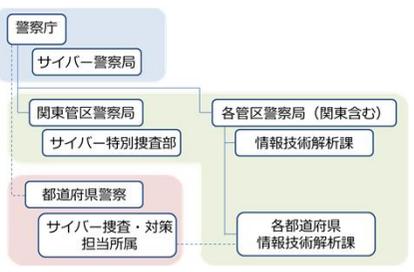
サイバー警察部門においては、これらサイバー空間上の脅威から国民を守るため、サイバー事案の捜査、実態解明、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組を推進しています。



サイバー警察部門の体制

サイバー警察部門の各組織は全国に広がっており、まず、警察庁には全国のサイバー警察部門の司令塔であるサイバー警察局が設置され、各都道府県警察等への指導、政策の企画立案等を実施しています。また、関東管区警察局には国の捜査機関であるサイバー特別捜査部が設置され、重大なサイバー事案への対処に取り組んでおり、さらに、各管区警察局には管内警察を技術的に支援する情報技術解析課が設置されています。

そして、各都道府県警察にはサイバー捜査・対策部門が設置され、個別事案の捜査・対策に取り組んでおり、これらの取組を技術的に支援するため、各都道府県の情報技術解析課が設置されています。



サイバー警察部門の技官の主な活躍のフィールド

培った技術と知識を武器に見えない脅威と対峙し、
国民生活・社会経済活動を支える社会基盤の安全に寄与

サイバー事案の検挙に向けた取組

警察ではサイバー空間を悪用した犯罪の検挙を推進しています。例えば、サイバー特別捜査部では、全国の捜査を通じて得られた情報を分析し、組織的な犯行グループの実態を解明、首謀者の特定・検挙を推進しています。

また、情報技術解析課では、犯罪に悪用されたスマートフォン等から証拠となる情報を抽出する、攻撃に悪用された不正プログラムを解析するといった、捜査における技術的な支援を実施しています。

さらに、サイバー事案は国境を越えて容易に行われることから、外国捜査機関等との国際共同捜査を実施するなど、国際連携にも努めています。



サイバー事案の被害の未然防止・拡大防止に向けた取組

警察では、捜査を通じて得られた攻撃者・犯行手口等の実態を踏まえ、被害の未然防止・拡大防止にも取り組んでいます。

サイバー警察局では、犯行手口を踏まえた注意喚起の実施、犯罪に悪用されたサービスの提供事業者等への対策強化の働きかけ、関係省庁と連携した業界全体への広報啓発等を推進しています。

また、都道府県では、個別の企業への訪問を通じた情報提供、実際のサイバー事案への対処を想定した企業との共同訓練の実施、犯罪への悪用の可能性がある機器等の管理者等への対策要請等を推進しています。



働き方

採用時教養等

採用後は警察大学校等に入校し、警察業務、法令のほか、サイバー警察部門での勤務に必要な知識・技能を学ぶことができます。

勤務の中で、国内・外国留学、高度な民間研修の受講機会があります。

勤務地

警察庁サイバー警察局、関東管区警察局サイバー特別捜査部において自身の知識・技能をいかせる業務に従事し、専門性をかん養していきます。また、能力や適性を踏まえ、他省庁、都道府県警察等で勤務する機会もあります。

ワークライフバランス

育児休業、男性職員の育児参加休暇等の育児と仕事の両立支援制度のほか、勤務時間変更制度（早出遅出勤務）、テレワーク活用制度等の柔軟な働き方を実現する様々な制度が整備されています。

採用情報

- 採用機関 : 警察庁本庁
- 申込期間 : 令和7年5月8日(木)～6月17日(火)
- 最終合格発表 : 令和7年7月25日(金) (予定)
- 受験資格 : 情報処理安全確保支援士試験、情報処理技術者試験(高度試験又は応用情報技術者試験)のいずれかの合格者等(※1)(※2)
- 選考方法 : 論文試験、筆記試験(サイバー分野)、人物試験等
- 採用時勤務地 : 採用後は関東管区警察局サイバー特別捜査部(東京都内)に配置
- 採用予定数 : 若干名
- 採用時官職 : 警察庁技官(国家公務員一般職係員級)

(※1) 応募までに実施された試験について合格見込みの者も含みますが、合格に至らなかった場合は採用できません。
(※2) 情報処理安全確保支援士試験においては、合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者も含みます。(情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条)